

# 相談窓口のご案内

派遣スタッフの皆さまに、  
快適な派遣就労を  
していただくために…

ヒューマンリソシアでは、スタッフの皆さまに  
ご利用いただきやすいよう、  
各種相談室の専用ダイヤルを設けています。  
それぞれ、専任の担当者が丁寧に皆さまのご相談に応じます。  
営業担当に言いづらいことなどもご遠慮なくご相談ください。

スタッフ相談室 **ダイヤル** ▶▶▶  **0120-03-7837** ナヤミナシ

お仕事上のお悩みやヒューマンリソシアへのご意見を承る相談窓口です

- お仕事に関するトラブルや悩み事
- 職場での人間関係、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等
- 担当営業に対するご不満・ご意見
- その他ヒューマンリソシアに対するご意見等

※メールでのご相談はこちら ▶  [soudan@athuman.com](mailto:soudan@athuman.com)

コンプライアンス相談室 **ダイヤル** ▶▶▶  **0120-96-5287**

労働契約や就業条件に関してのお問い合わせ・相談を承る窓口です

- 実際の業務内容が労働契約と違っている場合
- 業務内容が変更され労働契約との相違が生じる場合
- 労働契約の就業条件(労働時間、休日、賃金等)と実際の就業条件が違う場合
- その他、労働契約・業務内容に関するお問い合わせ・ご相談等

ご相談に関してはプライバシーの保護に十分配慮いたします。ご相談を理由とする不利益な取り扱いを受けることはありません。

その他の  
問合せ先

■ **給与・保険等に関するお問い合わせ先**

▶▶▶  **0120-93-7173**

※扶養控除等異動申告書・源泉徴収票・保険料・社会保険の扶養

各種証明書・健康診断・産前産後休業・育児休業・離職票・労災のことなど

■ **お仕事紹介に関するお問い合わせ先**

▶▶▶  **0120-25-1069**

拠点一覧  <https://haken.resocia.jp/service/area.html>

 **マイページご利用のお願い** <https://haken.resocia.jp/mypage/login>

弊社ホームページ(<https://resocia.jp/>)上の「マイページ」を毎月ご確認ください。

スタッフの皆様の就労に関する連絡事項を掲示しております。

マイページへのログインにはスタッフナンバー(9桁)とパスワードの入力が必要です。

## 1. このような業務で派遣就業することはできません

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ①建設業務        | (例: 建築現場での建築作業など)        |
| ②港湾運送業務      | (例: 港湾倉庫での荷作業など)         |
| ③警備業務        | (例: ビルや工事現場での整備など)       |
| ④医療機関等での医療業務 | (例: 病院での医師や看護師、薬剤師などの業務) |

※ただし④は紹介予定派遣の場合等の例外があります

## 2. 雇用保険・社会保険に加入していますか

<社会保険の加入資格>

次の①②の両方の条件を満たしている方は、社会保険の加入が国から義務づけられています。

- ① 2ヵ月を超える雇用期間がある方。または、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても「更新あり」または「更新の可能性があり」の旨が契約に明示されている方。
- ② 1週間の所定労働時間が30時間以上かつ所定勤務日数が1ヵ月15日以上の方。  
※ただし1日の所定勤務時間が日によって異なる場合は1週間の所定勤務時間が30時間以上ある方。  
※短時間勤務の方も条件により社会保険の加入対象となる場合があります。  
※詳細は以下、「短時間勤務の方」をご覧ください。

### ◆短時間勤務の方◆

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満の短時間勤務の方は、以下のア～エの全ての要件に該当する場合、社会保険に加入していただきます。

- ア 週の所定労働時間が20時間以上であること
- イ 雇用期間が2ヵ月を超えて見込まれること(2ヵ月を超える雇用期間がある方。または、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても「更新あり」または「更新の可能性があり」の旨が契約に明示されている方)
- ウ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- エ 学生でないこと

## 3. 違法派遣になっていませんか

- (1) 事前に明示されていた(聞いていた)就業条件と異なる点はありませんか？
- (2) 派遣先以外の会社の人から指揮命令(業務指示)を受けていませんか？  
⇒ もし指揮命令を受けると「**二重派遣**」になってしまいます。(違法派遣です)

このようなことがありましたら、すぐにご相談ください。

## 4. 就業条件を確認しましょう

- (1) 労働契約上の業務内容と、実際の業務内容は合致していますか？
- (2) 労働契約の就業条件と、実際の就業条件は合致していますか？

2026.02

労働契約書の内容をご確認の上、疑問点がありましたらご相談ください。

コンプライアンス相談室 ダイヤル ▶▶▶  0120-96-5287